

## 令和5年第11回庄内町農業委員会総会議事録

- 1 会議日程 令和5年10月25日（水）  
開会 午後 4時00分  
閉会 午後 5時07分  
2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名（16名）

1番 高梨 美代子  
2番 阿部 さおり  
3番 秋葉 俊一  
4番 日下部 崇喜  
5番 高橋 聰  
6番 遠田 雅弘  
7番 石川 義則  
8番 海藤 喜久男  
9番 日向 弘明  
11番 佐藤 吉法  
12番 森屋 慶一  
13番 日下部 美雄  
14番 斎藤 克行  
15番 高橋 義夫  
16番 阿部 金一郎  
17番 小野 隆  
18番 佐藤 繁  
19番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名（1名）

10番 高橋 直之

5 議長の委員番号及び氏名

19番 若松 忠則 （会長）

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 渡部 桂一  
次長兼農地農政係長 佐藤 良子  
農地農政係主任 長南 恵  
農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

7 会議に付した議案

報告第22号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について	(13件)
--------	--------------------------	-------

報告第 23 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	( 2 件)
議案第 37 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	( 5 件)
議案第 38 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	( 2 件)
議案第 39 号	庄内町農用等利用最適化推進施策に関する意見について	( 1 件)

◎開 会 (午後 4 時 00 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和 5 年第 11 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせます。
事務局長	本日の委員の出席状況について報告します。本日は、10 番 高橋 直之 委員から欠席の連絡を受けております。 次に本日の資料について報告します。 タブレット内に「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図面等」、「山形県農業委員会大会行程表」、「意向確認アンケート入力日程表」、配布資料は、「農協広報 10 月号」です。 それでは、令和 5 年第 10 回総会以後の行事について報告します。「行事報告書」をご覧ください。 (令和 5 年第 10 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、令和 5 年第 11 回総会後の行事予定について説明します。「行事予定書」をご覧ください。 (令和 5 年第 11 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。 ただ今の出席委員は 18 名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。8 番 海藤 喜久男 委員、11 番 佐藤 吉法 委員、両名に議事録署名委員をお願いします。 なお、書記には、事務局長を指名します。
◎報告	報告第 22 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 22 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 22 号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長
佐藤次長	(報告第 22 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより質疑を行います。

	ないようすで、報告第 22 号を終わります。
◎報告	報告第 23 号の上程、説明、質疑
議長	議案 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 23 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長
佐藤次長	(報告第 23 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 ないようすで、報告第 23 号を終わります。
◎議事	議案第 37 号 1 番～4 番の上程、説明、質疑
議長	はじめに議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番から 4 番までを議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 37 号の資料に基づき、1 番～4 番までの内容を説明) 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
議長	長南主任
長南主任	(議案第 37 号 1 番～4 番について資料に基づき、内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、7 番 石川義則委員より、現地調査報告をお願いします。 (現地調査報告)
7 番 石川	7 番 石川です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 10 月 23 日に、8 番 海藤喜久男 委員と事務局の長南主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。 いずれの案件も農地として適正に管理されており問題ないとみてきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」1 番～4 番まで許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 37 号 5 番の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 5 番を議題とします。議事参与の制限に該当する委員がおりますので、16 番 阿部金一郎委員、退席願います。 暫時休憩します。

	(休憩中、阿部委員退席)
議長	再開します。詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
長南主任	(議案第37号 5番について資料に基づき、内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、7番 石川義則委員より、現地調査報告をお願いします。
7番 石川	(現地調査報告)
7番 石川	7番 石川です。 農地法第3条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 10月23日に、8番 海藤喜久男 委員と事務局の長南主任と私の3人で現地調査を実施しました。 山間にある農地で一部草が生い茂っていましたが耕作して農地として管理されており問題ないとみてきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。5番高橋 聰委員
5番 高橋	5番高橋です。農事組合法人●●●●●が解散して●●●さん他4名で請け負うということなのでしょうか。また畠の面積が9万m <sup>2</sup> もあるのですが、なぜそんなに広い面積なのでしょうか
議長	長南主任
長南	●●●●●の構成員である5人の共有者が、今まで通りに耕作することになります。また登記簿を見ると平成8年の時に農林水産省から●●●●●に払い下げのような形で移転していました。そこを当初は法人でやっていたが、最近は法人としての実態がなく、解散となることになったことから、共有名義にするということになりました。1筆9万m <sup>2</sup> を5人で分けて耕作していたようです。
議長	5番 高橋委員
5番 高橋	以前は何を植えていたのでしょうか。
長南	今も植えられていますが、山菜やそば、タラノ木などで、実際耕作されているところでした。
議長	18番 佐藤委員
18番 佐藤	説明では5の方で分けて贈与されるということですが、5人の共有名義ということではないのでしょうか。
長南	5人で分けて分筆とかをするわけではなくあくまでも共有名義として贈与され登記するということになります。
議長	ほかにございませんか。 なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」5番について許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。

	(挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。 暫時休憩します。
	(休憩中、阿部委員着席)
◎議事	議案第38号の上程、説明、質疑、採決
議長	再開します。議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第38号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
議長	長南主任
長南主任	(議案第38号について資料に基づき、内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので 8番海藤喜久男委員より、現地調査報告をお願いします。
8番海藤委員	(現地調査報告)
8番 海藤	8番 海藤です。 農地法第5条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 10月23日に、7番 石川 義則 委員と事務局の長南主任と私の3人で、現地調査を実施しました。 1番は、●●集落の南側の畠地帯にある農地で、北側と東側は畠、西側は町道、南側は農道に接しています。 2番は、●●集落にある畠で、北側は水路、南側が町道、東側は宅地に接しています。西側も宅地ですが、一部分が田に接しています。 いずれの案件も、周辺の農地に対する営農条件に悪影響を与えないと思われる事から、転用することに問題ないと見てきましたので報告します。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第39号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第39号の議案を配布します。暫時休憩します。
	暫時休憩 (議案を配付)
議長	再開します。議案第39号「庄内町農地等利用最適化推進施策に関する意見について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第39号の資料に基づき、議案を説明)
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、

採決したいがいかがですか。

(異議なしの声)

異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。

議案第 39 号「庄内町農地等利用最適化推進施策に関する意見について」賛成の方、挙手願います。

(挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。

これをもちまして、令和 5 年第 11 回庄内町農業委員会総会を閉会します。

◎閉 会 (午後 5 時 7 分)

令和　　年　　月　　日

上記は、令和5年第11回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第11回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

19番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

6番

9番

書記